

平成 29 年度
第 2 回 苫小牧市福祉のまちづくり推進会議 議事録

■日 時：平成 30 年 2 月 22 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 45 分まで

■場 所：苫小牧市福祉ふれあいセンター研修室

■出席者：9名

<委員> ※敬称略

栗山 昌樹（議長）

水口 哲二 白鳥 忠一 荻野 雅治 江尾 清 林 英二

川村 栄 長田 昌聰 田中 憲一

■欠席者：5名

<委員> ※敬称略

伊藤 康博 浦本 隆夫 杉浦 佳子 佐野 方康 高橋 美穂

<事務局>

山本福祉部長 柳沢福祉部次長 稲場障がい福祉課補佐ほか

■内 容

議 事

- (1) 平成 30 年度公共施設のバリアフリー化事業について
- (2) 平成 29 年度福祉のまちづくり表彰について
- (3) 福祉のまちづくり推進計画について
- (4) 福祉トイレカーの愛称について
- (5) 合理的配慮の提供支援に係る助成金について
- (6) その他

■議事要旨：次項以降に掲載

【議事要旨】

《報告》

(1) 平成 30 年度公共施設のバリアフリー化事業について (説明者:事務局 長谷部主査)

- 苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の必要な公共施設の改修等を実施する事業で、例年本推進会議において報告、協議を行っている。
- これまで、主に和式トイレの洋式化に取り組んできた。最近のものでは、平成 28 年度に白鳥王子アイスアリーナのトイレの洋式化を行い、平成 29 年度は福祉ふれあいセンターの駐車場について、区画線の復旧や、カーポートの設置等に着手している。
- また、平成 29 年度は、福祉ふれあいセンターに加えて、市民活動センターにも着手する計画で、内容は 4 階、5 階の女性用トイレの洋式化である。
- 市民活動センターは平成 6 年に建築された 5 階建ての建物だが、4 階、5 階のみ女性用トイレに洋式便器がなく、利用者がほかの階のトイレを利用するなどの不便が日常的に生じていることが判明し、早急な改善を図るもの。
- 平成 30 年度は、苫小牧市役所、日新児童センター、沼ノ端児童センターの 3 か所を予定しており、内容はいずれの施設も和式トイレの洋式化を予定している。
- 平成 30 年度の予定は、市役所の 1 階のトイレの洋式化を図るもので、1 階は手続き等で市民の利用が特に多いことから、必要性は高いと考える。

(2) 平成 29 年度福祉のまちづくり表彰について

- 苫小牧市社会福祉表彰の一環として、苫小牧市福祉のまちづくり表彰があり、各委員からの推薦により表彰候補者を選定し、本推進会議にて決定を行っている。
- 平成 28 年度は、自閉症や発達障がい啓発を行う「北海道自閉症協会苫小牧分会（あじさいの会）」と視覚障がい者に向けたカラオケ指導を行う「平館 君枝」氏の表彰となった。
- 平成 29 年度は苫小牧市手話言語条例制定に係る活動に尽力した、「苫小牧聴力障害者協会」「苫小牧手話の会」「苫小牧手話通訳問題研究会」「苫小牧手話サークル」の 4 団体

が表彰対象として、平成 29 年 12 月末に各委員に承認され、平成 30 年 2 月 7 日に表彰状の授与などが行われた。

- 苫小牧市手話言語条例は平成 29 年 4 月 1 日に制定され、関連イベントとして、人形劇団デフパペットシアターひとみによる「森と夜と世界の果てへの旅」の公演や世界共通手話を通じて手話の啓発を行う「アイラブユーアート展 in 苫小牧」が行われた。

(3) 福祉のまちづくり推進計画について

- 苫小牧市福祉のまちづくりに基づき、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」がある。
- 本計画は、自治体が適宜策定することができる任意計画である。苫小牧市では早くから福祉のまちづくりへの取組みを高く意識付けることから苫小牧市福祉のまちづくり条例を制定しており、この条例に本計画の策定についても盛り込まれている。
- 現行の計画は第 2 期計画で、計画期間を平成 26 年度から平成 34 年度までの内容としており、任意で中間見直しを実施できるものとしており、そのタイミングが今である。
- 中間見直しの基本的な考え方について、国が平成 30 年度を始期とする障がいのある人に関する新たな計画として「第 4 次障害者基本計画」を策定し、北海道も同様のタイミングで「第 2 期北海道障がい者基本計画」の中間見直しを行うことから、そのような関連する計画との整合性を図るものとする。
- 平成 26 年度から平成 29 年度の間に実施された関係法令の整備等についても文言の整理などを中心に見直しを行う。
- 主な関係法令としては、平成 28 年 4 月 1 日施行の障害者差別解消法、平成 28 年 8 月の発達障害者支援法の一部改正、平成 29 年 4 月の難病等における対象疾病の拡大がある。

(4) 福祉トイレカーの愛称について

- 福祉トイレカーについては、平成 28 年 6 月の本推進会議より、各委員から設計や運用など様々な観点でご意見をいただいていた。
- 平成 29 年 8 月の前回の会議において、市民により親しみを持ってもらい広く PR を行う目的で愛称の募集を実施し、平成 29 年 7 月から 8 月までの 1 か月間の募集期間で 193 件の応募があった旨を報告した。
- その後、選定を進めた結果、『とまレット』に決定した。この『とまレット』に込められた想いは「これからグローバル化が進んでいくと思うので英語のトイレットと、苫小牧、とまチョップを掛け合わせて名付けた。呼びやすさ、分かりやすさも考慮した。」といったもの。
- 決定した愛称『とまレット』については、平成 29 年 9 月の市長定例記者会見で発表を行い、新聞などのマスメディアにも取り上げられた。
- 他にも、『とまレット』の文字を彩り豊かなデザインでロゴマーク化し、車体へ名入れを行った。
- また、『とまレット』の応募者(名付け親) への報告と副賞の進呈を兼ねて、福祉トイレカーで訪問を行った。これについては、とまチョップも伴って行き、地元テレビ局の取材があるなど、PR に繋がった。
- 福祉トイレカーの出動実績は、納車以来、とまこまいスケートまつりや港まつりといった主要なイベントを中心に 38 回の出動を行い、利用人数は約 2,100 人でそのうち車いす利用者は約 40 人であった。
- 平成 30 年度も福祉トイレカー『とまレット』のさらなる PR や事業モデルの確立に向け取り組んでいく。本推進会議においても引き続きご意見をいただきたい。

(5) 合理的配慮の提供支援に係る助成金について

- 合理的配慮という言葉であるが、平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法が施行され、この中に明記されている概念である。
- 障害者差別解消法は、障がいのある人もない人も互いに人らしさを認め合いながら、共に生きていく社会を目指すことを主旨とする法律である。
- この法律の大きなポイントは、不当な差別を行わないことと、合理的配慮を行うことの 2 つである。
- 不当な差別は、障がいがあるということだけで、偏見や先入観、不安などによりサービスの提供を断ってしまうこと。
- 合理的配慮は、障がいのある人から何かしらの助けを求められたときに、負担が重すぎない範囲で率先して手助けをしていくということ。
- 合理的配慮の具体例は、聴覚障がいのある人から申し出があった際の筆談の対応、視覚障がいのある人から申し出があった際の資料の読み上げなどがある。
- 障害者差別解消法には、行政機関と民間事業者の義務規定が記されているが、不当な差別は何人もしてはいけない禁止事項と定められている。対して合理的配慮は、行政機関は義務となっており、民間事業者は努力義務という規定になっている。
- 市の目標として、合理的配慮の提供について民間事業者と行政機関で規定が違うことから、市が率先して行動し、民間事業者をはじめ、まちへの波及を図ることを掲げている。
- 合理的配慮の提供について、まちへの波及を図るため助成制度の開始を予定している旨を前回の会議で報告した。
- 助成制度の名称は、合理的配慮の提供を支援する助成制度というものだが、本市が初めての取組みではなく、兵庫県明石市が平成 28 年 4 月 1 日から開始しており、本市の助成制度も基本設計は明石市の制度をベースに組立てを行った。
- 助成制度の特長は、3 つの区分があることと、限度額の設定はあるものの助成率が 5/10、つまりは半額助成であること。

- 3つの区分とは、点字メニューなどコミュニケーションツールの作成費、筆談ボードなどの物品購入費、手すり設置や段差解消の工事施工費である。
- 助成制度のこれまでの経緯については、平成29年10月に要綱を制定し、11月から申請受付を開始した。
- 周知PRについては、苫小牧商工会議所総会での説明資料の配布、苫小牧商店街振興組合連合会加盟店へのダイレクトメールの送付などを行った。
- 他にも、苫小牧薬剤師会へのアプローチを行い、加盟の薬局への周知を図った。
- その結果、現時点ではトイレの洋式化や筆談ボードの購入など、合計3件ほどの申請に繋がっている。
- 周知について、パンフレットを作成し助成対象となる具体例などを掲載しているが、情報収集を重ね、充実化を図るなど助成制度の浸透に向けて粘り強く取り組む必要があると考える。

(6) その他

- 義足や人工関節使用者など外見からは援助が必要と分かりにくい人が周囲に配慮の必要性を知らせるためのツールとしてヘルプマークがある。
- ヘルプマークは、東京都が発祥で人工関節使用者の東京都議会議員が「外見から配慮の必要が分かりにくい人に対して、優先席等の利用時に何らかの支援が必要」との主張を行ったことを契機に、平成24年度から制定されたものである。
- 主な対象者は、義足や人工関節使用者、内部障がいや難病患者、妊娠初期の妊婦などであるが、身につけることができる対象者の要件を厳しく設けているわけではなく、必要とする旨の申告があれば配布を受けられるものとなっている。
- ヘルプマークについては、苫小牧市においても平成29年12月より配布を開始しており、これは苫小牧市の独自事業ではなく、北海道の事業で北海道が購入したヘルプマークを人口規模に基づいて各市町村に配分し、市役所の窓口などでの配布依頼があったものである。

- 苫小牧市では、市役所（1階障がい福祉課）と福祉ふれあいセンター（発達支援課）の窓口で配布を行っている。
- 現在までの配布状況は、約 150 個であり内訳は約半数が身体障がいのある人で、次いで腎臓病による人工透析患者がとなっている。配布の年齢層は 60 代、70 代が約半数を占めている。
- ヘルプマークのほかに、ヘルプカードがあり、これは援助が必要な人が援助して欲しい内容を詳細に記載することができるツールで、災害時、緊急時などにも活用されるものである。
- ヘルプカードは、ヘルプマークと共に窓口にて配布するほか、ホームページからダウンロードし自作できるようにしている。
- ヘルプマークなどを活用して、助け合いの心を醸成できるように引き続き取り組んでいきたい。

質疑・応答等

【質問：田中委員】

福祉トイレカーについて、バイオトイレを搭載していると思うが、夏場と冬場で分解能力などの差は生じないのか？冬場など温度が低いほうが環境的に不利な気がするが。

《回答 事務局》

バイオトイレはおがくずに常在する微生物による分解を行っており、その能力は温度の影響を受けるが、電気によりトイレ内の便槽に熱が加わる機構となっているため、今のところ運用に際し、大きな差は生じていない。

【質問：荻野委員】

福祉トイレカーについて、基本的には車いすユーザーの外出等を支援することを目的としていると思うが、福祉以外の分野での活用などについて何か考えを持っているか。

《回答 稲場課長補佐》

全国的にも類似する事例がなく、福祉トイレカー『とまレット』をどのように活用していくかは一つの課題だと考えている。バイオトイレを搭載していることから環境問題についての活用や、また、特殊な福祉車両であることから小中学生への障がい福祉に関する教育への活用、車体に大きく苫小牧市の公式キャラクター「とまチョップ」のイラストを配していることなどからまちおこしのPRにも活用できるなど可能性は非常に多彩。いずれにしても、引き続き調査・研究を継続しフル活用したいと考えている。

【質問：江尾委員】

苫小牧市立病院の点字ブロックの敷設について、確認と要望をしておきたい。公道の歩道に沿って、苫小牧市立病院の入口へと誘導する点字ブロックが、あるべき形に敷設されておらず、途切れており、視覚障がい者には非常に不便である。もう一つ、病院内になるが夜間入口部分とそこから続く点字ブロックの敷設が無いため、夜間入口利用時に病院内で迷ってしまう。これらの点は、どうにかできないものだろうか。

《回答 山本部長》

歩道に沿っての点字ブロックについては、病院の耐震設計の関係上、敷設が困難であった可能性がある。また、夜間入口の点字ブロックについては、緊急搬送などを受け入れる入口でもあるため車輪走行との兼ね合いで敷設を見送っていることも考えられる。

いずれにしても、確認を行い報告したいと考えるのでご理解いただきたい。

以 上